



東日本大震災からの復興・再生に向けた 環境省の取組

2023年2月9日

目次

1. 環境再生の取組について	3
(1) 除染について	6
(2) 中間貯蔵施設事業について	18
(3) 再生利用・県外最終処分について	29
(4) 特定廃棄物について	34
(5) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて	46
2. 放射線リスクコミュニケーションの取組について	48
3. 鳥獣害対策の取組について	50
4. 未来志向の取組について	52

1. 環境再生の取組について

原発事故からの環境再生に向けた取組概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、**除染や汚染廃棄物の処理等の環境再生の取組を実施。**
(※)平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)
- 福島県内で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するため、**中間貯蔵施設の整備を進めるとともに、**県外最終処分の実現に向けて、**除去土壌の再生利用等**に係る取組を推進。
- 帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了。同区域内においては、福島復興再生特別措置法に基づき、**特定復興再生拠点区域の除染・家屋等の解体**を実施。
- これらに加え、福島復興に向けた未来志向の環境施策(脱炭素・資源循環・自然共生)を推進する「**福島再生・未来志向プロジェクト**」を展開。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染、廃棄物処理の概要

◆避難指示が発令された区域

(除染)

国が

- ・除染特別地域の指定
- ・除染実施計画の策定
- ・**除染を実施。**

(廃棄物)

国が

- ・汚染廃棄物対策地域の指定
- ・対策地域内廃棄物処理計画の策定
- ・**対策地域内廃棄物を処理。**



※汚染廃棄物対策地域は、除染特別地域と同範囲

◆その他の地域

(除染)

国が汚染状況重点調査地域を指定、**市町村が**

- ・除染実施計画の策定
- ・**除染を実施。**

(廃棄物)

8,000Bq/kg超の指定廃棄物は**国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理。**



令和5年度予算(案)のポイント

- 安全を第一に地域の理解を得ながら中間貯蔵施設事業を着実に実施する。また、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発を進める。
- 除去土壌搬出後の仮置場等の跡地について、円滑に原状回復・返地を進める。
- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づき、除染・廃棄物処理等を着実に進める。
- 廃棄物についても、減容化→埋立の流れで着実に処理を行う。

令和5年度予算(案)の内容

中間貯蔵関連事業

1,786億円 (1,981億円)

〔施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送、用地の取得、減容・再生利用技術開発等〕

特定復興再生拠点整備事業

436億円 (445億円)

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づく除染・廃棄物処理等〕

除去土壌等適正管理・原状回復等事業

169億円 (271億円)

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

730億円 (638億円)

〔特定廃棄物の処理、指定廃棄物の一時保管、農林業系廃棄物の処理の促進、廃棄物処理施設のモニタリング等〕

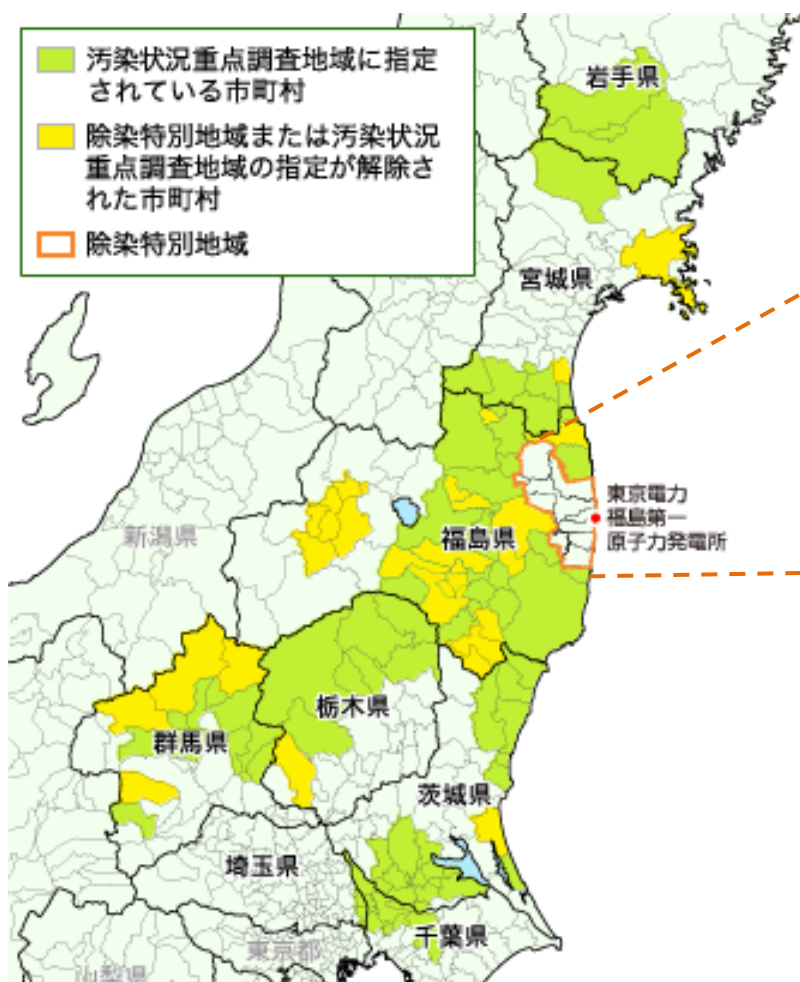
(1) 除染について

除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**
 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞

＜除染特別地域（国直轄除染）＞



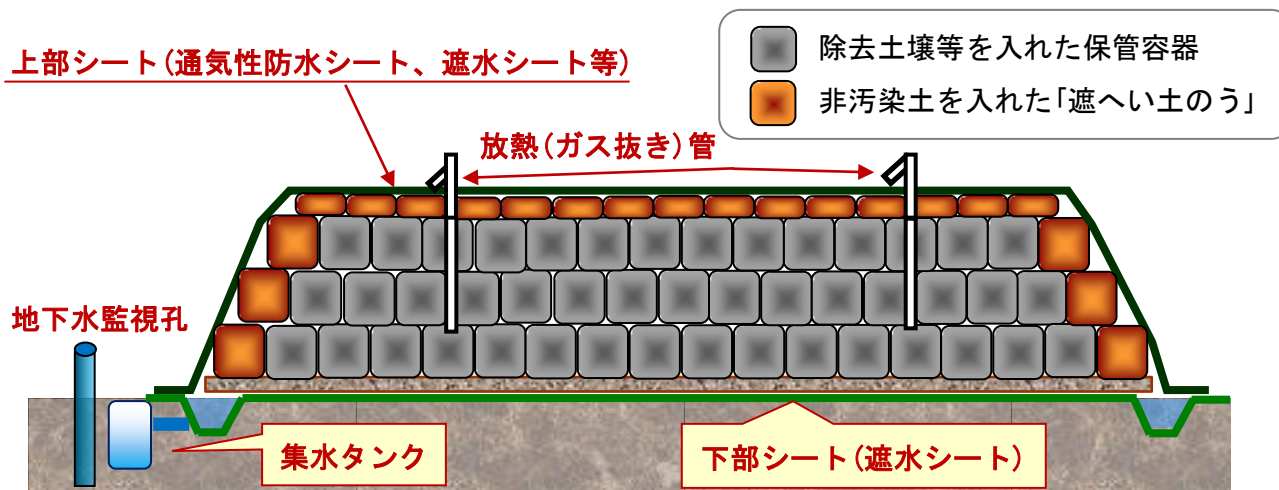
	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外 (7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

仮置場等での保管

- 除染によって生じた除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等において安全に管理を実施。
- 福島県内においては、除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送により、**9割超の仮置場で搬出が完了した**結果、現在は国管理で31箇所(2022年11月末時点)、市町村管理で3箇所(2022年9月末時点)となっている。

【仮置場の基本構造及び管理・点検(国管理の仮置場の例)】



管理・点検の内容

日常点検	週1回	・目視点検 ・空間線量率の計測
	月1回	・地下水の計測
必要時		・集水タンク内 浸出水の計測と処理 ・不具合箇所の補修
異常気象・地震 時の緊急点検		・目視点検 ・空間線量率の計測

【仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量(保管物数)】

時点の数量 / 総数	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量 (保管物数)
国管理※1	31箇所 / 331箇所	—	約49万袋 / 約1,106万袋
うち特定復興再生 拠点区域	15箇所 / 29箇所	—	約23万袋 / 約172万袋
市町村管理※2	48箇所 / 1,086箇所	31,176箇所 / 221,425箇所	約48万m ³ / 約733万m ³
うち福島県内	3箇所 / 1,041箇所	770箇所 / 191,019箇所	約1万m ³ / 約686万m ³

※1 国管理 : 2022年11月末時点

※2 福島県内: 2022年9月末時点

※2 福島県外: 2022年3月末時点

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

- 搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や跡地利用計画を元に、回復方法について土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- 2021年度は、仮置場229箇所の原状回復を完了。2022年度は、150箇所程度の原状回復完了を目指す。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

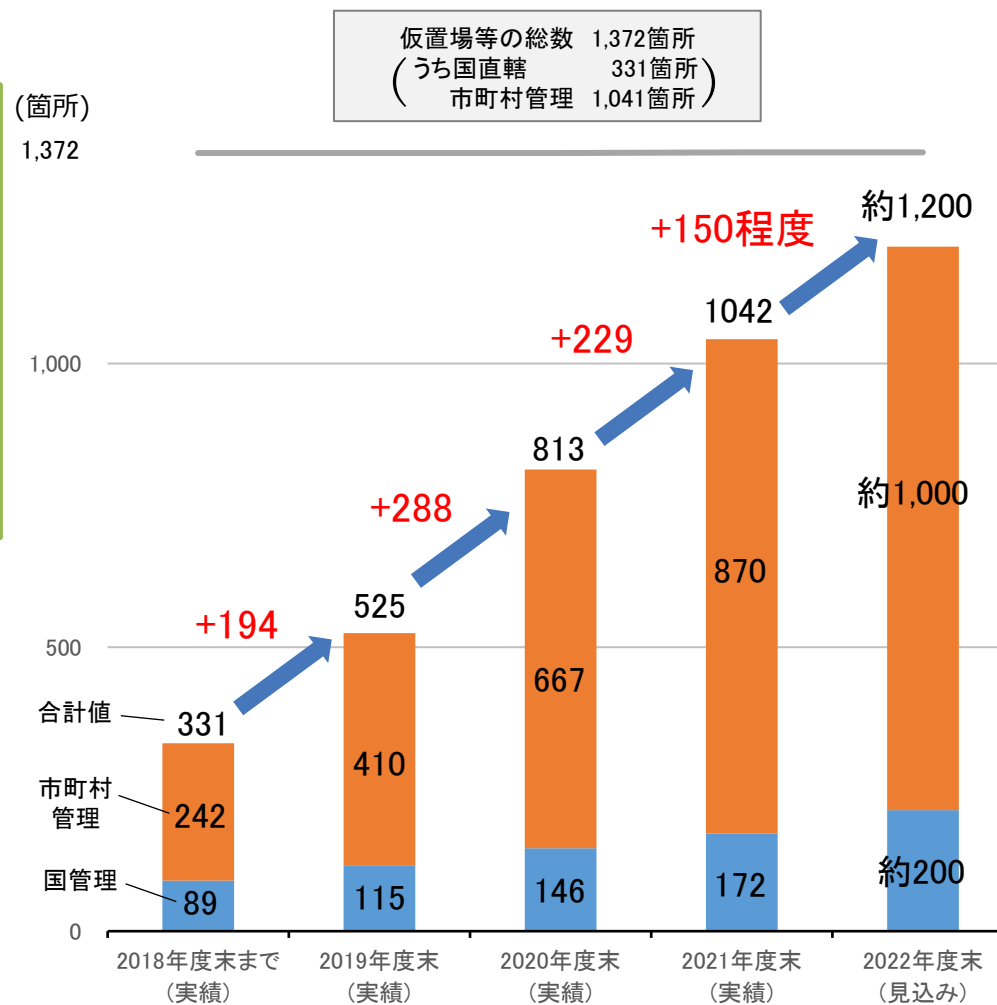
原状回復完了



地権者等による営農再開



【原状回復した仮置場数の累計(一部試算)】



I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林除染、必要に応じた土壌流出防止柵の設置等（環境省）

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染（環境省）
- ・ 広葉樹林等における林業の再生等の取組（林野庁）
- ・ モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進（里山再生モデル事業）（林野庁、環境省）

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組（林野庁）

- ・ 間伐等の森林整備とそれに必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・ 作業員向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

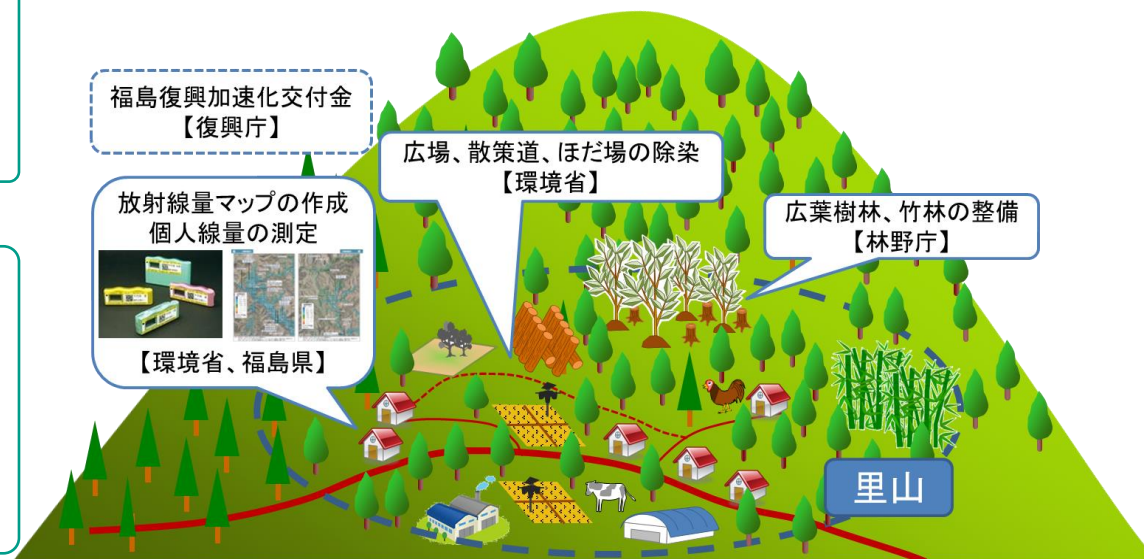
II. 調査研究等の将来に向けた取組

- ・ 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究等、森林・林業の再生のための努力を継続

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・ 森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信
- ・ 専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

里山再生モデル事業（2016～2019年度）



里山再生モデル事業(2016～2019)

○地元の要望を踏まえ選定した14のモデル地区(下図赤点)において、以下の事業を実施。

- ・除染: 堆積物除去、残渣除去等 (実施主体: 環境省、市町村)
- ・森林整備: 間伐、作業道作設、筋工設置等 (実施主体: 林野庁、市町村)
- ・線量測定: 空間線量率・被ばく線量測定等 (実施主体: 環境省、福島県、市町村)

実施結果(例)

広野町: Jヴィレッジスタジアム周辺

除染: 除草、堆積物除去



森林整備: 間伐、筋工設置



- 事業前後の2年間で実施箇所空間線量率が平均26%低減(自然減衰含む)
- 下層植生の繁茂による表土流出抑制効果等



里山再生事業(2020～)

○住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせることで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

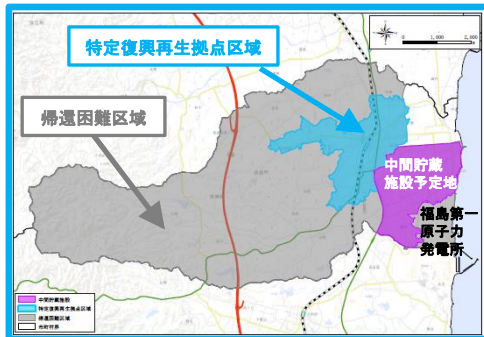
○市町村の要望に応じ、除染・森林整備・線量測定のうち全部又は一部を組み合わせる。

⇒これまで、郡山市・会津美里町・檜葉町・飯館村・富岡町・浪江町における実施場所を決定済。

帰還困難区域における取組（特定復興再生拠点区域の除染・家屋解体等）

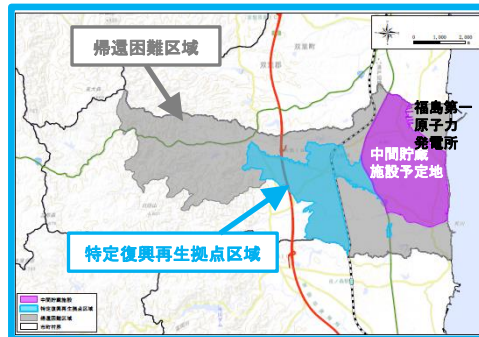
- **帰還困難区域内**については、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が**特定復興再生拠点区域**及び**同区域における環境整備（除染、インフラ等の整備）に関する計画を作成し**、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画に基づき、特定復興再生拠点区域内の除染や家屋等の解体を実施中。
（拠点区域では、葛尾村は2022年6月12日に、大熊町は同月30日に、双葉町は8月30日に避難指示が解除。浪江町・富岡町・飯館村は2023年春頃の避難指示解除を予定。）

双葉町（2017.9.15認定、約560ha）



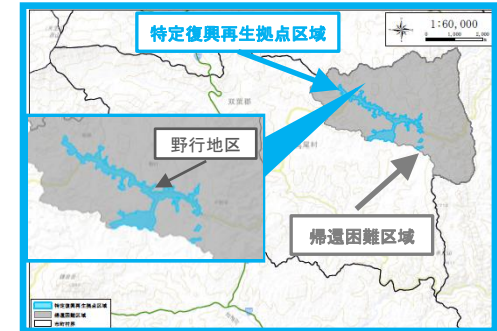
2022年8月30日避難指示解除

大熊町（2017.11.10認定、約860ha）



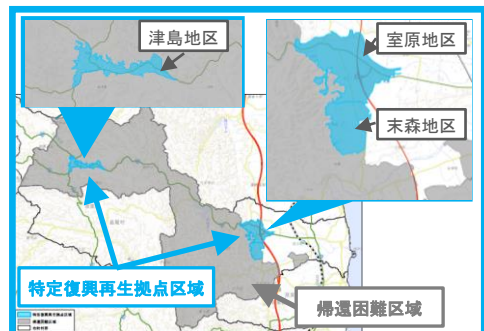
2022年6月30日避難指示解除

葛尾村（2018.5.11認定、約95ha）



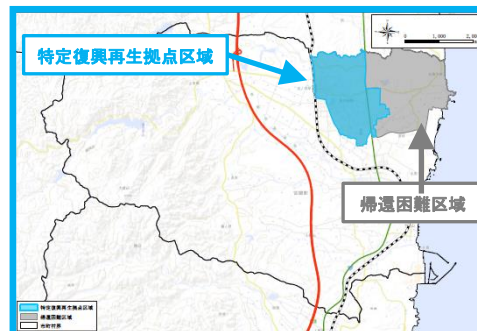
2022年6月12日避難指示解除

浪江町（2017.12.22認定、約660ha）



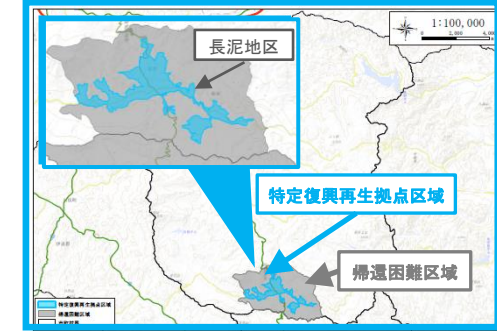
2023年3月避難指示解除目標

富岡町（2018.3.9認定、約390ha）



2023年春頃避難指示解除目標

飯館村（2018.4.20認定、約190ha）



2023年5月頃避難指示解除目標

特定復興再生拠点区域における家屋等の解体の進捗状況

○ 特定復興再生拠点区域における家屋等の解体の進捗率は、約85%(申請受付件数比)。各町村における進捗状況は以下のとおり。

2022年12月末時点

町村名	申請受付状況	解体申請受付件数 ※	解体済件数
浪江町	受付中	569	388
双葉町	受付中	1,163	1,013
大熊町	受付中	1,603	1,451
富岡町	受付中	974	805
飯舘村	受付終了	90	90
葛尾村	受付終了	47	47
合計		4,446	3,794

※当初申請数から取下げ件数を除いた件数

双葉町
（双葉町）
体育館



帰還困難区域における取組（特定復興再生拠点区域外）

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方（抄）（令和3年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）

2. 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針

以下の基本的方針に基づき、拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、**国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。**

上記政府方針を実施するため、**福島復興再生特別措置法の改正**を検討している

法案の概要

○市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」（仮称）を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定

（要件は以下の通り）

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

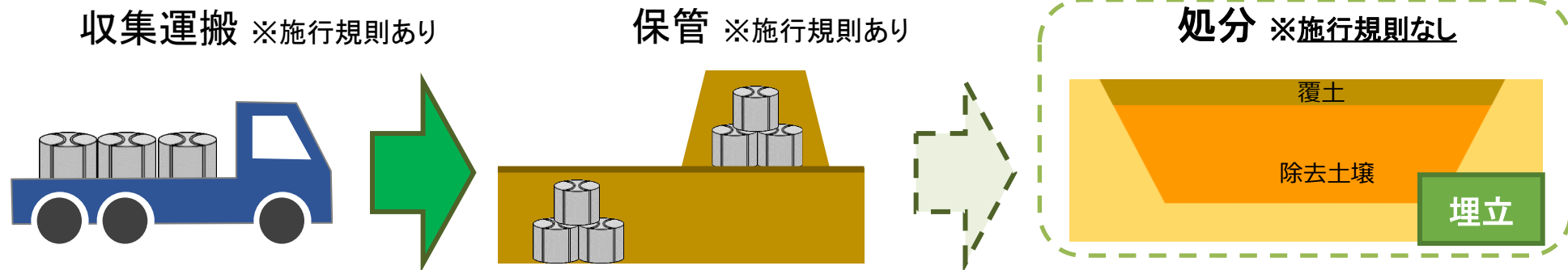
○市町村長が、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」（仮称）を作成し、**内閣総理大臣が認定**

○認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置等**を適用

- (1)**除染等**の実施(**国費負担**)
- (2)道路等の**インフラ整備**の代行

福島県外における除去土壌の処分

- 福島県外の市町村が除去土壌の埋立処分を実施する場合、国が施行規則で定める処分方法に従う必要があるが、当該規則は未策定。
※福島県外に保管されている除去土壌の総量は約33万m³(7県53市町村)。
- 処分方法について、環境回復検討会の下に「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地から管理下での処分方法について検討中。
- 埋立処分の安全性について確認するため実証事業を実施(那須町:終了、東海村:継続中、丸森町:継続中)。
※ 福島県外で保管中の除去土壌の放射性セシウム濃度(推計値)の中央値は600Bq/kg程度、約 95%は2,000Bq/kg以下。

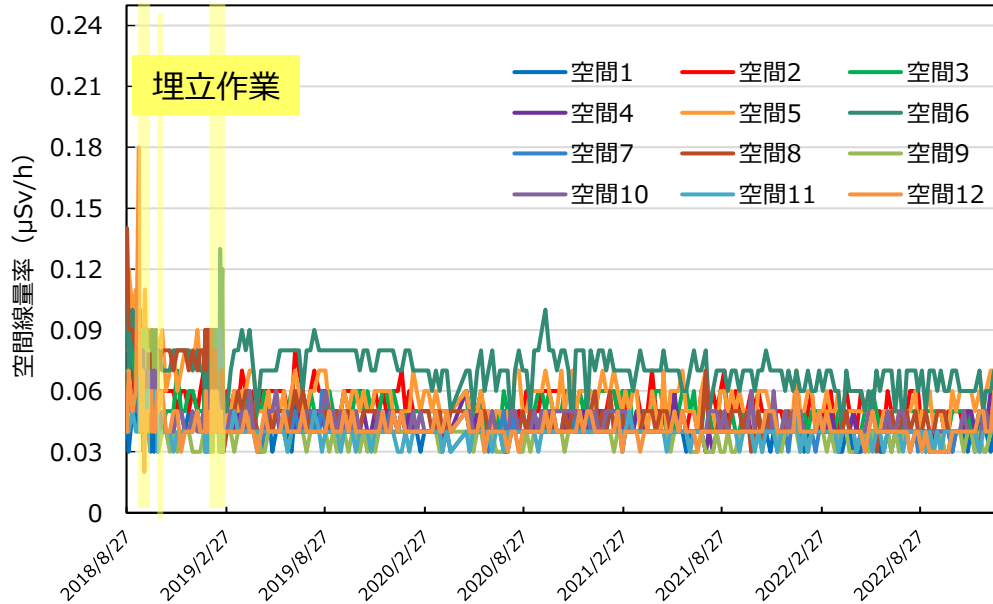


福島県外の除去土壌の埋立処分の実証事業結果～空間線量率・浸透水ともに異常なし～

茨城県東海村

・村内2箇所現場保管されていた除去土壌(1,428m³)を用いて、JAEA原子力科学研究所敷地内で実施。

＜敷地境界における空間線量率の推移＞



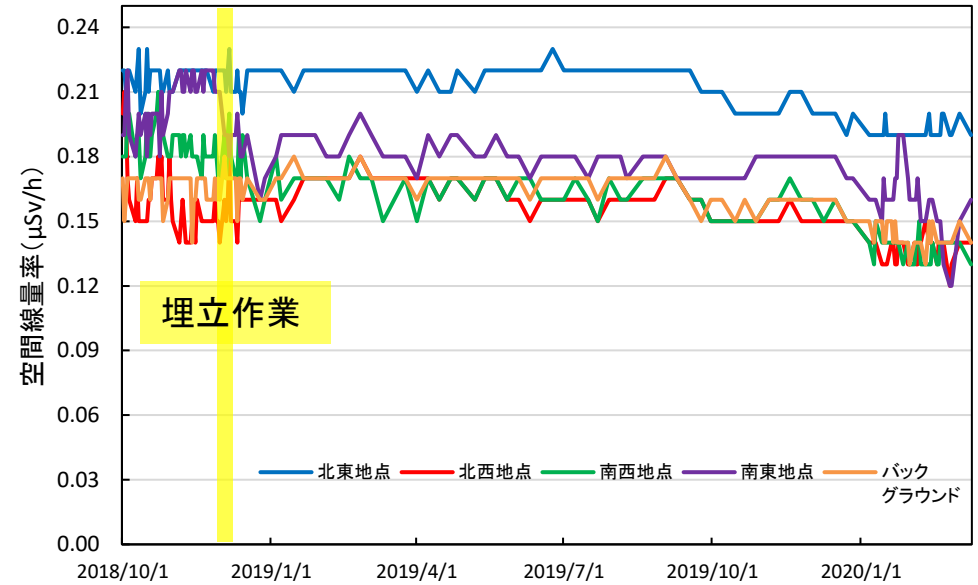
＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

栃木県那須町

・現場保管されていた除去土壌(217m³)を用いて、伊王野山村広場内で実施。

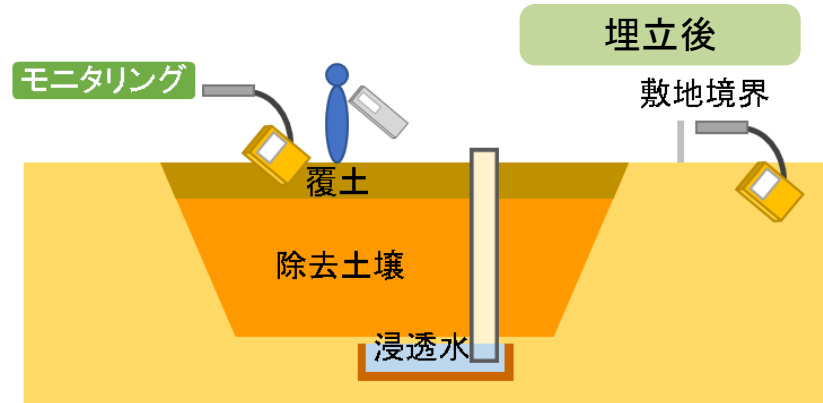
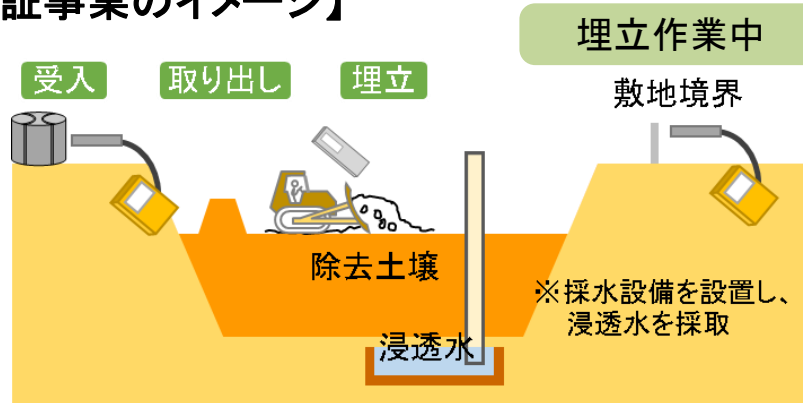
＜敷地境界における空間線量率の推移＞



＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

【実証事業のイメージ】



丸森町における除去土壌の埋立処分の実証事業～令和3年度から開始～

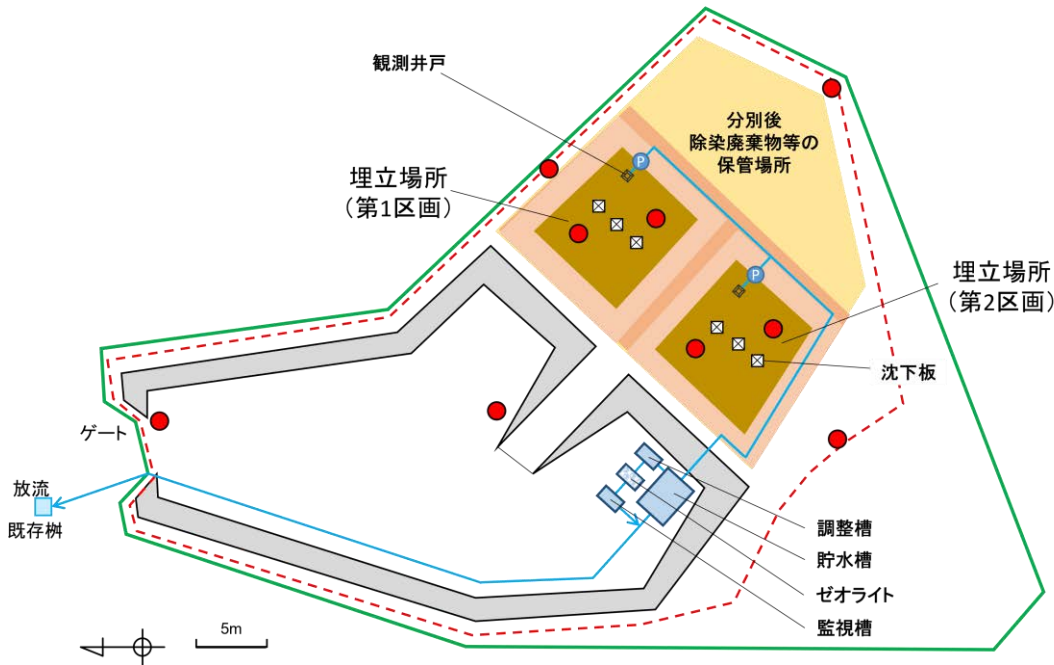
調査内容

上滝仮置場に保管している除去土壌等約2800袋の取り出し、土壌と可燃物等との分別。

分別後の土壌を同敷地内に埋立てた後、空間線量や浸透水の放射性物質濃度のモニタリングを実施し、安全性についてのデータを集積。

埋立平面図

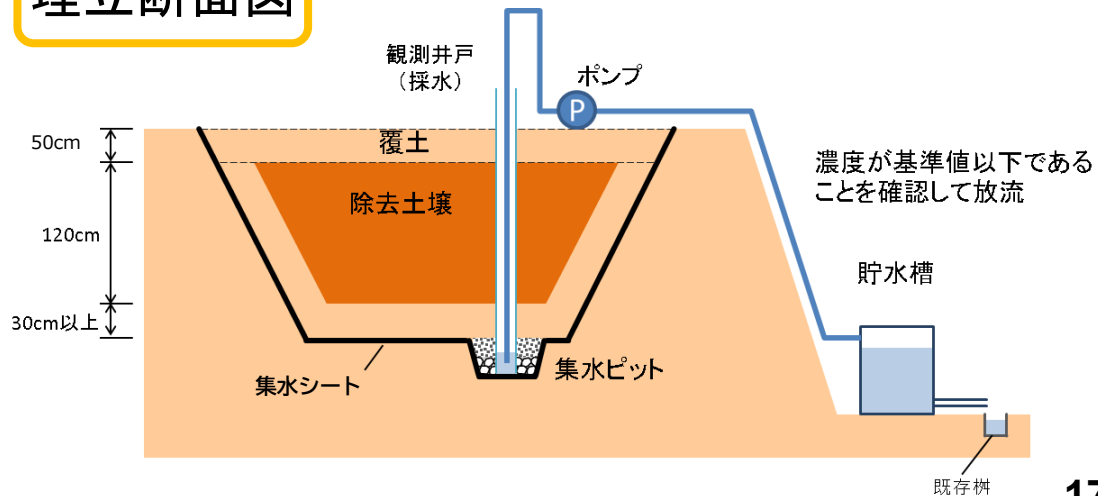
● : 空間線量測定点 (9か所)



出典: 丸森町ホームページ/まるもりマップ



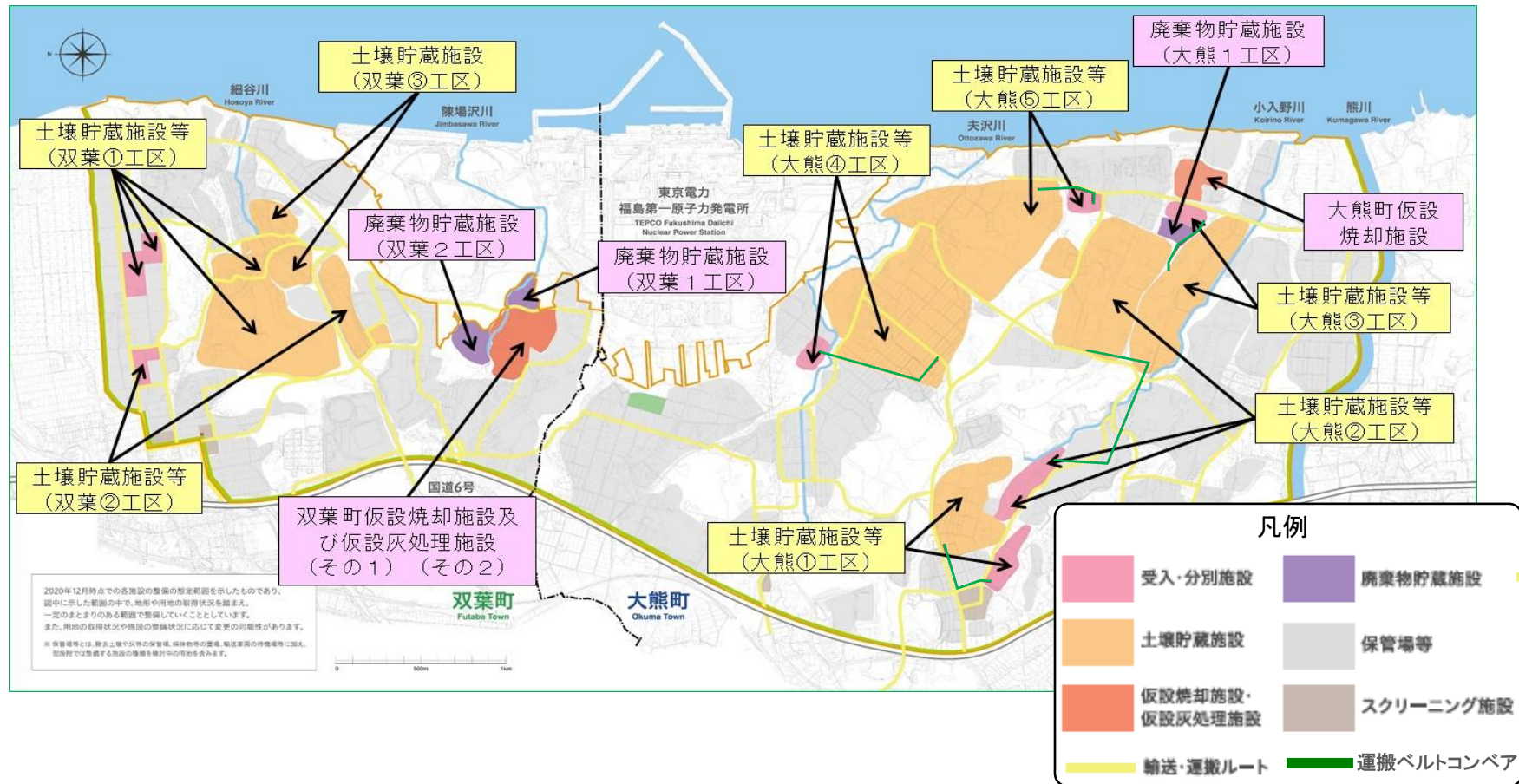
埋立断面図



(2) 中間貯蔵施設事業について

中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。



中間貯蔵施設の用地の状況

- 用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業を理解いただくことが何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取組を進める。
- 2022年12月末までに全体の8割(民有地は9割超)の用地を取得している。

全体面積 約1,600ha	項目	全体面積に対する 面積と割合	全体登記記録人数 (2,360人※1)に対する 人数と割合
	地権者連絡先把握済み	約1,590ha※1 99.4%	約2,100人※1 89.0%
民有地 約1,270ha (約79%)	契約済 民有地 約1,186ha(+2.1ha) 93.4%※3	計 約1,280ha (+2.1ha) 80.0%	契約済 計 1,852人 (+5人) 78.5%※2
	公有地 約94ha(±0.0ha) 28.6%※4		
公有地 約330ha (約21%)	その他の公有地	約236ha 14.7%	<p><参考> 約1,516ha (94.7%)</p> <p>〔連絡先把握済みの2,100人に対する割合は、88.2%〕</p>
	次を含む。 ①道路・水路等のように今後も元々の機能を維持する町有地、県有地、国有地等 ②事業の進展を踏まえつつ、必要に応じて、中間貯蔵施設用地としての提供・契約を調整する町有地、県有地、国有地等		

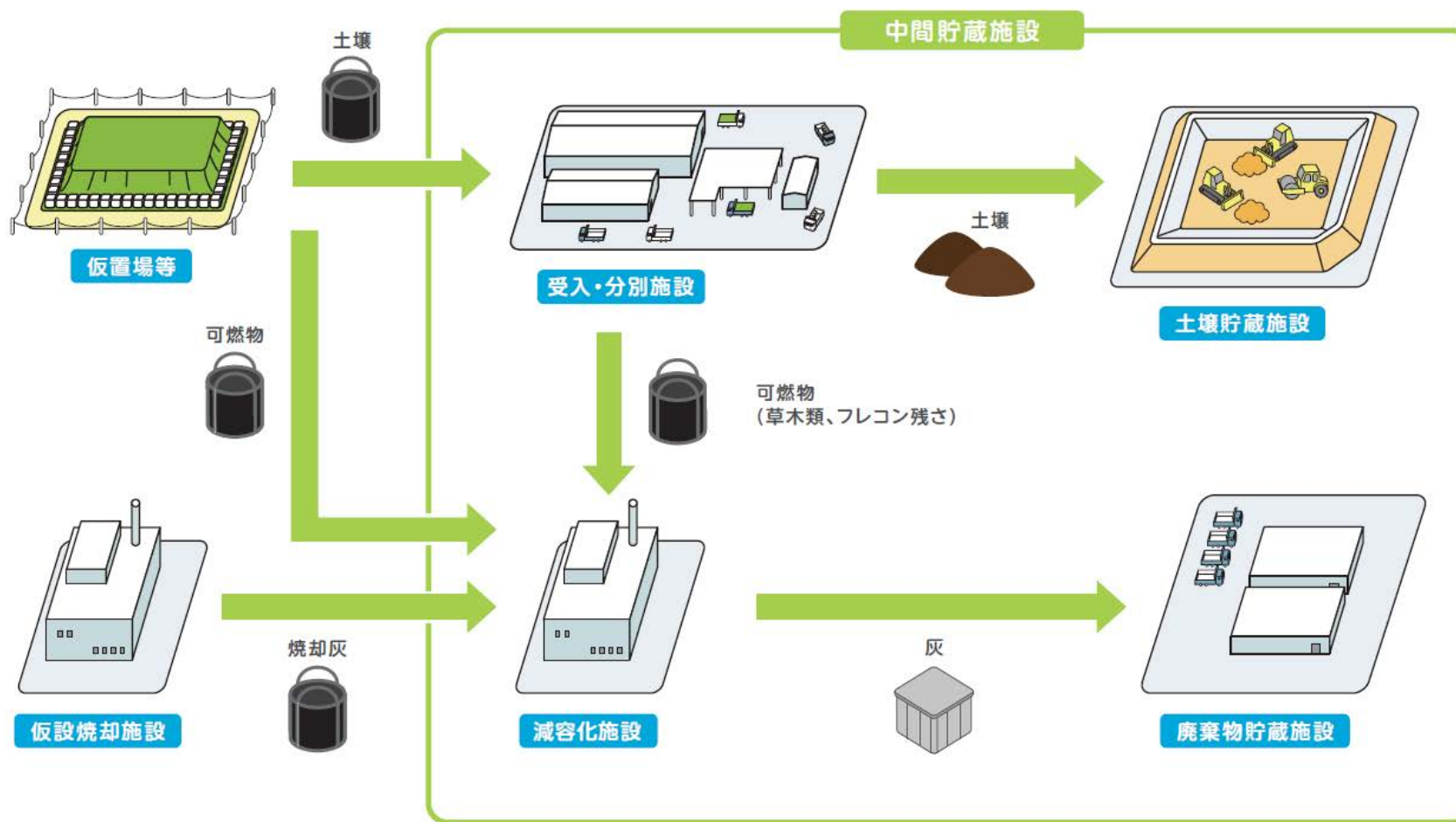
(注) 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。また、契約済におけるカッコ内の数字は、前月末からの増加分を表す。

※1 国、地方公共団体を含む。
 ※2 民有地1,850人、公有地2人。
 ※3 民有地(約1,270ha)に対する割合。
 ※4 公有地(約330ha)に対する割合。

中間貯蔵施設事業の流れ

- 仮置場から輸送した除去土壌等や仮設焼却施設から輸送した焼却灰は、中間貯蔵施設で処理し、貯蔵する。
- 2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。

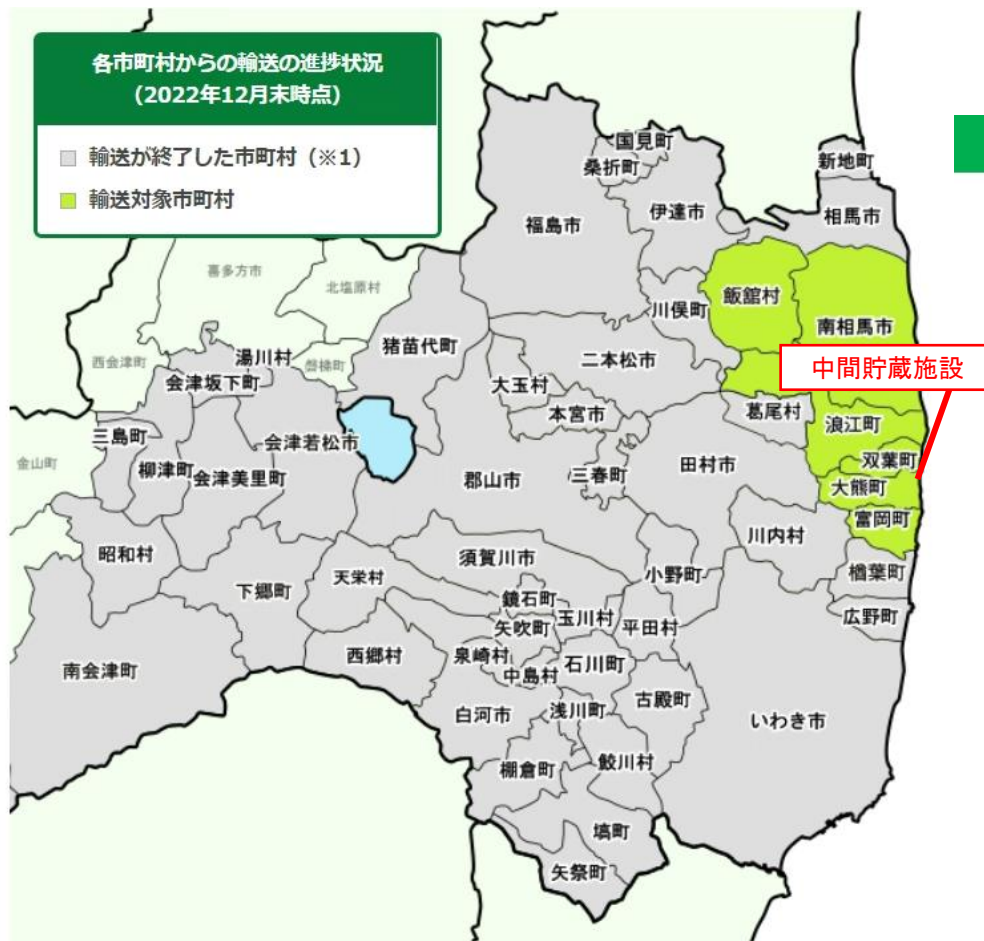
中間貯蔵施設事業の流れ



●主な物の流れを示しています。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況①

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、2021年度は19市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)について、**2022年12月末時点で、累積約1,338万m³を中間貯蔵施設へ搬入した。**令和4年度は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める。



輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。



輸送車両の運行管理

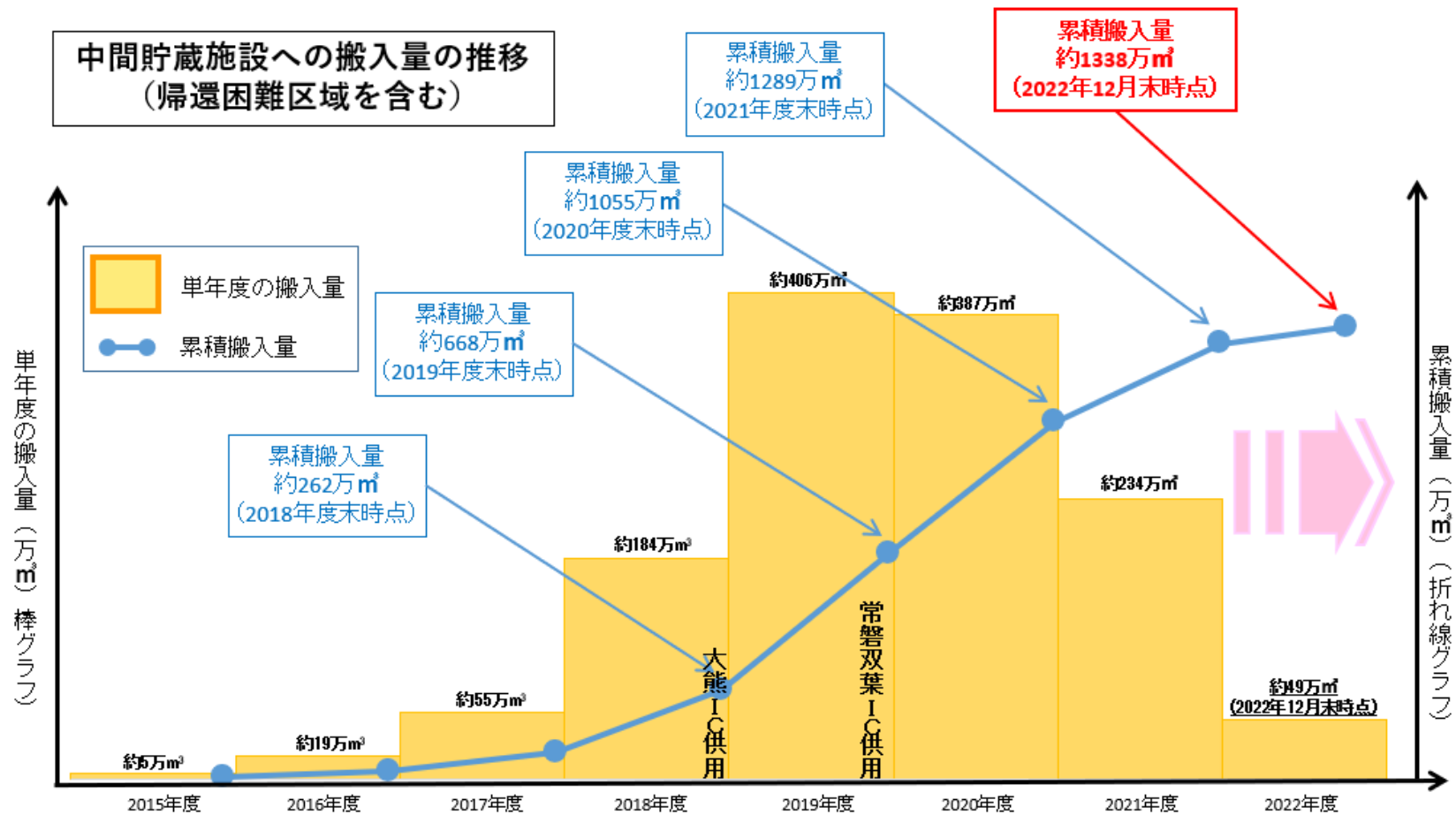
- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。



※1 輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況②

- 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する
- これまでに約1338万 m^3 の除去土壌等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設に輸送した(2022年12月末時点)

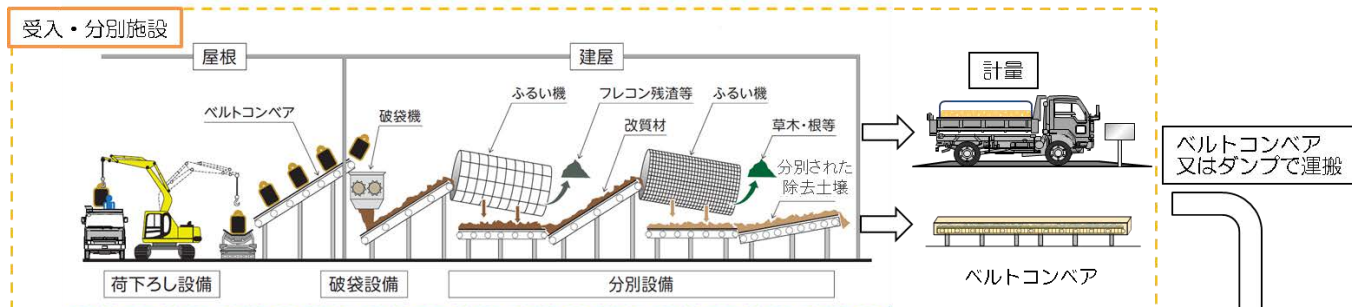


(注)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

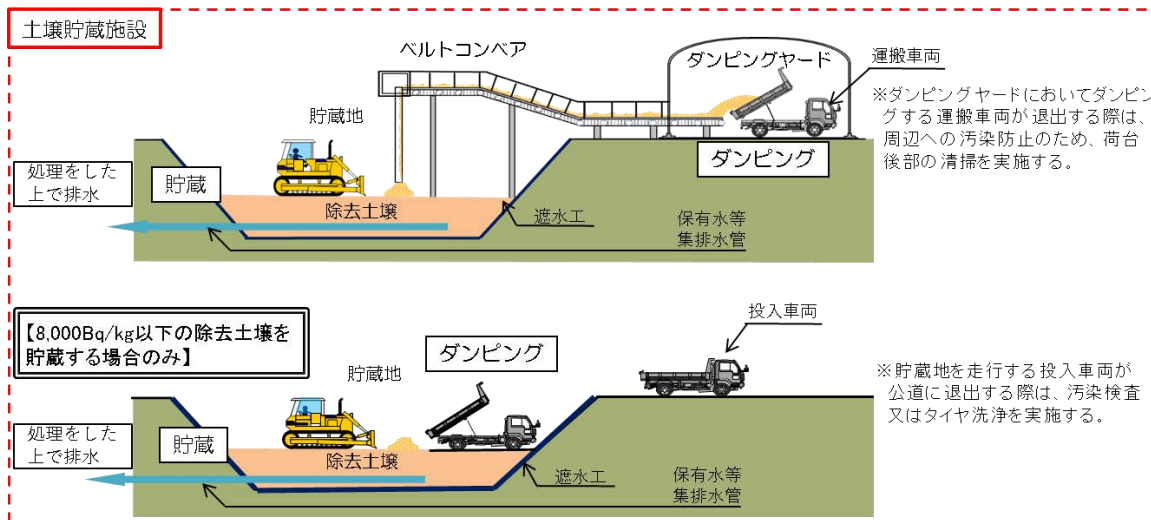
※区域別の累積搬入量(2022年11月末時点)
 全体:約1336万 m^3
 うち特定復興再生拠点区域由来の搬入量:約116万 m^3

受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備状況

- 2016年11月に、大熊町・双葉町において受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備に着工。
- 2017年6月に除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始（大熊工区では2017年10月、双葉工区では2017年12月より除去土壌の貯蔵開始）。
- 2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で運転を開始した。



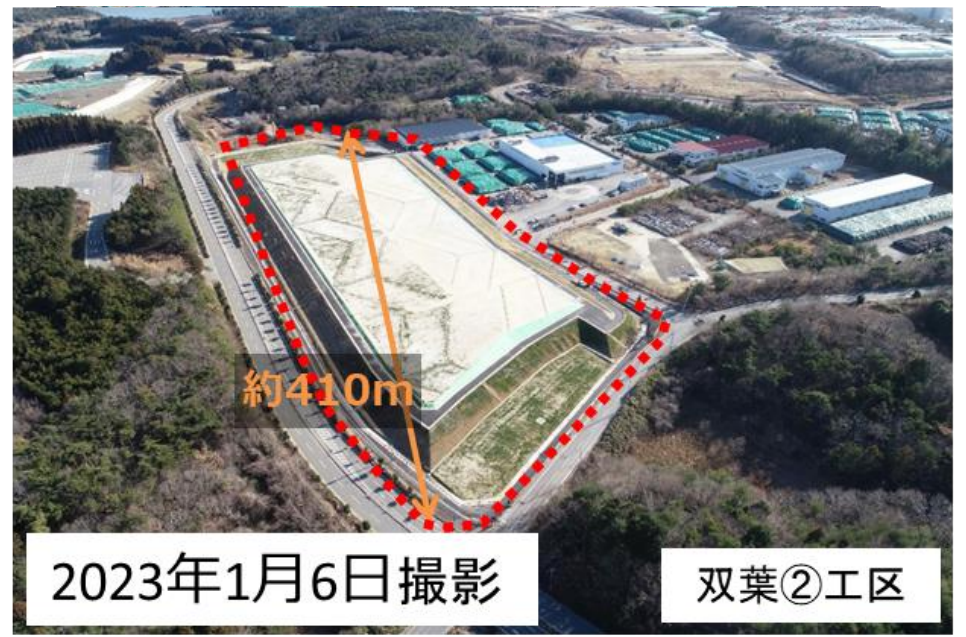
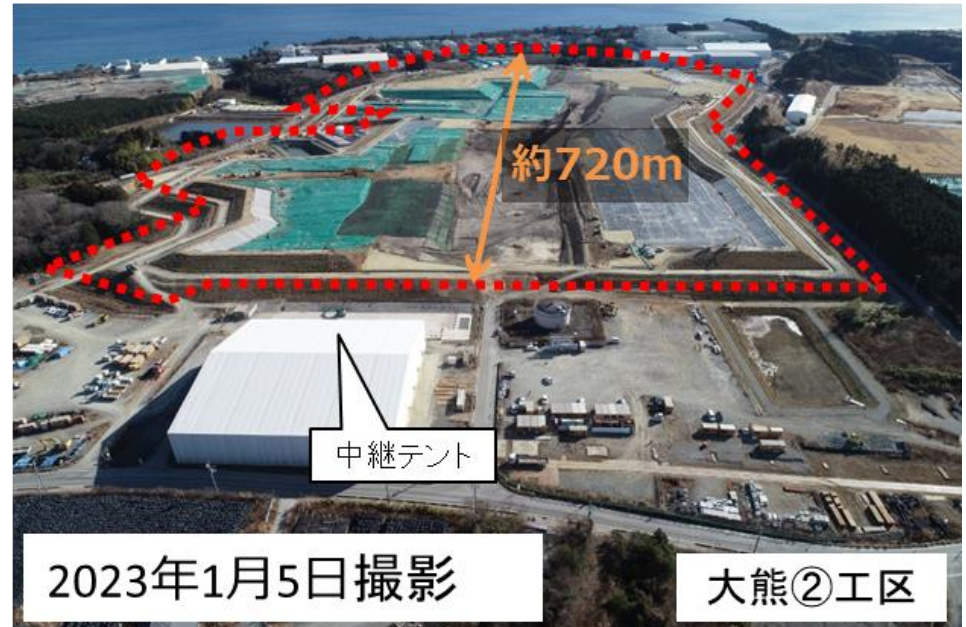
受入・分別施設(大熊①工区)



土壌貯蔵施設(大熊③工区)



土壌貯蔵施設等の整備状況



凡例
: 当該工区土壌貯蔵施設

受入・分別施設及び土壌貯蔵施設の状況（2022年12月末）

工区	大熊①工区	大熊②工区	大熊③工区	大熊④工区	大熊⑤工区	双葉①工区	双葉②工区	双葉③工区
受入・分別施設数 ^{※1}	1	2	1	1	1	2	1	－
貯蔵容量 ^{※2}	約100万m ³	約330万m ³	約210万m ³	約160万m ³	約200万m ³	約140万m ³	約90万m ³	約80万m ³
貯蔵量 ^{※2}	106.7万m ³	292.1万m ³	143.8万m ³	151.2万m ³	196.2万m ³	85.8万m ³	92.5万m ³	62.2万m ³
着工	2017年 9月着工	2016年 11月着工	2017年 11月着工	2018年 10月着工	2018年 10月着工	2016年 11月着工	2018年 1月着工	2018年 9月着工
受入・分別施設スケジュール	2018年7月 運転開始 2022年8月 解体開始	2017年8月 2018年7月 運転開始 2022年6月 解体開始 ^{※3}	2018年7月 運転開始	2019年8月 運転開始	2019年8月 運転開始	2017年6月 2018年9月 運転開始 2022年5月 解体開始 ^{※3}	2019年2月 運転開始 2022年5月 解体開始	(なし)
土壌貯蔵施設スケジュール	2018年7月 運転開始 2022年8月 貯蔵完了	2017年10月 運転開始	2018年10月 運転開始	2020年3月 運転開始	2019年4月 運転開始	2017年12月 運転開始	2019年5月 運転開始 2022年4月 貯蔵完了	2019年12月 運転開始
受注者	鹿島JV	清水JV	大林JV	清水JV	大林JV	前田JV	大成JV	安藤・間JV

※1 発注時の1施設当たりの処理能力は140t/時。双葉③工区は、受入・分別施設を整備していない。

※2 貯蔵容量及び貯蔵量は、仮置場等からの輸送量ベース（1袋＝1m³で換算）。用地確保状況等により変更となる可能性がある。

※3 2施設のうち1施設について解体完了。

仮設焼却施設及び仮設灰処理施設の状況

施設	大熊町	双葉町（その1）	双葉町（その2）
規模	<ul style="list-style-type: none"> 仮設焼却施設：200 t / 日 × 1 炉（ストーカ炉） 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設焼却施設：150 t / 日 × 1 炉（シャフト炉） 仮設灰処理施設：75 t / 日 × 2 炉（表面熔融炉） 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設焼却施設：200 t / 日 × 1 炉（ストーカ炉） 仮設灰処理施設：75 t / 日 × 2 炉（コークスベット式灰熔融炉）
敷地面積	約5.0ha	約5.7ha	約6.8ha
着工	2016年7月伐採・造成開始	2018年6月伐採・造成開始	2018年6月伐採・造成開始
建設工事スケジュール	2016年12月開始	2019年1月開始	2019年1月開始
処理スケジュール	2018年2月処理開始	2020年3月処理開始	2020年3月処理開始
受注者	三菱・鹿島JV	新日鉄・クボタ・大林・TPT JV	J F E・前田JV
外観			

廃棄物貯蔵施設の状況 (2022年12月末)

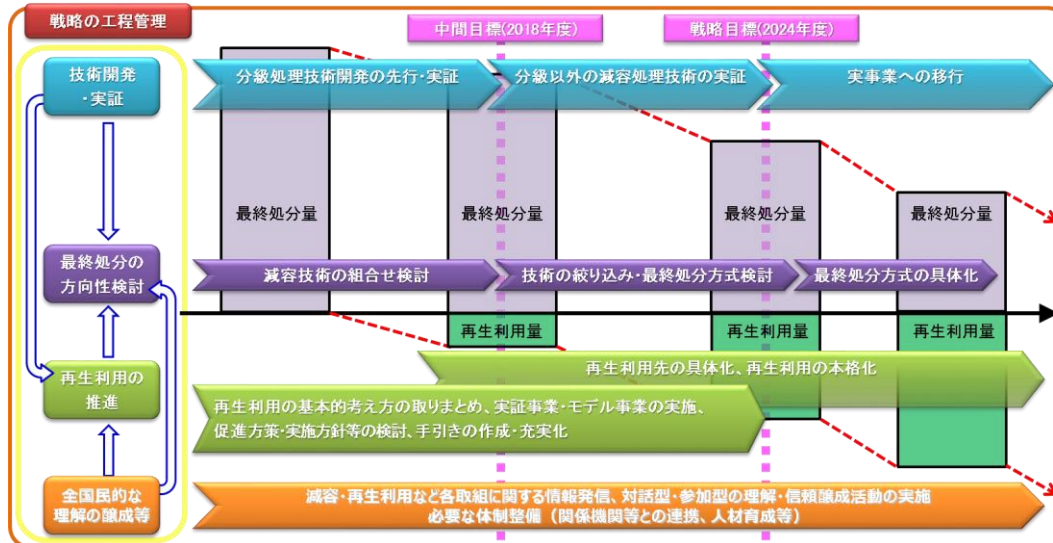
工区	大熊1工区	双葉1工区	双葉2工区
主な建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (2棟)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (1棟)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (1棟)
貯蔵容量※	29,280個	14,678個	30,028個
貯蔵量※	6,494個	9,732個	—
敷地面積	約2.4ha	約2.2ha	約3.7ha
着工	2018年7月 造成開始 2018年12月 建築開始	2018年6月 造成開始 2018年11月 建築開始	2019年12月 造成開始 2019年12月 建築開始
貯蔵スケジュール	2020年4月貯蔵開始	2020年3月貯蔵開始	双葉1工区貯蔵完了後予定
施設整備受注者	鹿島建設	大林組	鹿島建設
定置・維持管理受注者	鹿島建設		
外観			

※ 貯蔵容量及び貯蔵量は、鋼製角形容器 (内寸 約1.3m(幅)×約1.3m(奥行)×約1.1m(高さ)) の個数。

(3) 再生利用・県外最終処分について

減容・再生利用技術開発戦略、再生利用の基本的考え方

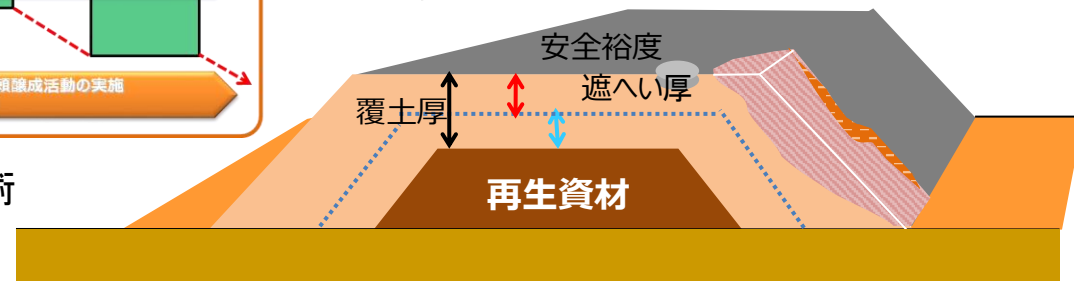
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を指針として、実証事業を実施するとともに、全国的な理解醸成に取り組み、環境整備を進めている。
- 2024年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしている。その上で、2025年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく。



(上)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

(下)「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」の概要

- **再生利用の用途の限定**（管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における道路等の盛土材等に限定）
- **追加被ばく線量を制限するための適切な管理**（再生資材の放射能濃度の限定、適切な厚さの覆土等）



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

除去土壌の再生利用の必要性



中間貯蔵施設へ運び込まれる除去土壌等の量は

東京ドーム約11杯分※

県外最終処分に向け
**最終処分量を低減するための
再生利用が鍵**

※帰還困難区域のものを除く

除去土壌の放射能濃度分布

濃度の**低い**土壌

8,000Bq/kg以下
約 3 / 4

8,000Bq/kg超
約 1 / 4

再生利用

公共工事等で管理
した上での再生利用

覆土材

再生資材

減容等を図った上で

**中間貯蔵開始後
30年以内の
県外最終処分の完了**

福島県内外における再生利用実証事業

- 本年度、飯舘村長泥地区にて①農地盛土(2,3,4工区)、②水田試験、③地元住民と協働して花き類の栽培試験を実施。
- 福島県内での再生利用の実証事業を通じて安全性等を確認してきたことを踏まえ、県外での最終処分・再生利用の実現に向け、福島県外において初めて実証事業を行う。
- 環境省の関連施設において、福島県の除去土壌を、芝生や花壇等で再生利用し、施工時及び供用時の安全性等の確認を行うとともに、理解醸成の場としても活用する。
- 「①環境調査研修所」及び「②新宿御苑」については、12月中旬から住民説明に着手。

◇飯舘村長泥地区での実証事業

- 一般食品の基準の100Bq/kgを大きく下回ることを確認した。
- これまでのモニタリング結果において、再生資材に起因する空間線量率の上昇等は見られず、安全性を確認した。
- 最近の事業の進捗：
 - ①農地盛土：2021年4月～、除去土壌(約23万m³)を用いて、大規模な農地造成(約22ha)に着手。
 - ②水田試験：2021年度から水田に求められる機能に関する試験(透水性、地耐力)等を実施し、概ね基準の範囲内であることを確認。

◇R4年度の県外実証事業(福島県の除去土壌使用)

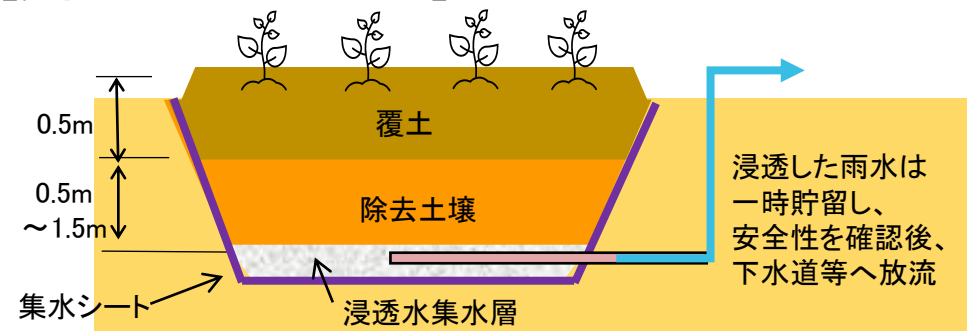
【実証箇所(候補)】



【スケジュール】

- ①環境調査研修所(埼玉県所沢市)
12月16日(金)説明会
- ②新宿御苑(東京都新宿区)
12月21日(水)説明会

【実証イメージ(例:花壇)】



最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 県外最終処分の方針についての認知度は、**福島県内で約5割、福島県外では約2割。**
- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成が必要不可欠であり、環境大臣が出席する対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植え等の設置等の取組を全国で展開中。

全国での対話フォーラムの実施



2023年1月21日
対話フォーラム (@新潟) の様子

これまでに合計7回開催。
対話の様子はオンラインで公開中。
2022年度も全国各地で開催予定。

〈これまでの開催実績〉

- ・第1回 2021年05月23日 オンライン配信
- ・第2回 2021年09月11日 オンライン配信
- ・第3回 2021年12月18日 名古屋
- ・第4回 2022年03月19日 福岡
- ・第5回 2022年07月23日 広島
- ・第6回 2022年10月31日 高松
- ・第7回 2023年01月21日 新潟

(YouTubeアーカイブ動画等⇒)



除去土壌を用いた鉢植え等の設置



↑ 約5,100Bq/kgの除去土壌を使用

➢ R4年度は除去土壌を用いた鉢植えを、経済産業省、国土交通省など関係省庁に設置。2023年1月末時点で福島県外17施設に設置済み。

現場見学



中間貯蔵施設の土壌貯蔵エリアや飯館村長泥地区の実証事業事業エリアを対象とした現地見学会を開催。

(飯館村長泥地区の実証事業事業エリア)

- 本年度は11月末までにのべ608名の団体視察を受入れ。
- 2022年度も一般の方向けの見学会開催。昨年11月までに計167名が参加。

(4) 特定廃棄物について

① 対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域**※内にある**廃棄物**のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
(=旧警戒区域、旧計画的避難区域)

<対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等

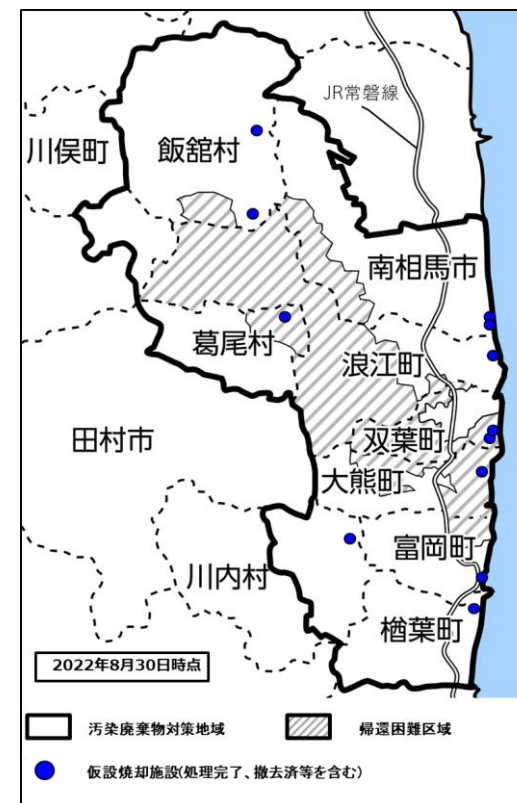
② 指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定**※を受けた**廃棄物**

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

<指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物 (稲わら、堆肥) 等



⇒ 特定廃棄物 (対策地域内廃棄物・指定廃棄物) は国が処理

- 放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針(2011年11月11日閣議決定)において、各都道府県内で発生した指定廃棄物は当該都道府県内で処理することが定められている。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

福島県における特定廃棄物の処理フロー

帰還困難区域外

特定廃棄物等
(指定廃棄物・対策地域内廃棄物)

可燃ごみ

不燃ごみ

焼却施設

民間による
再生利用

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

中間貯蔵施設

特定廃棄物埋立処分施設
(旧エコテッククリーンセンター)

帰還困難区域内

特定復興再生拠点事業に伴い生ずる特定廃棄物

可燃ごみ

不燃ごみ

焼却施設

民間による
再生利用

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

中間貯蔵施設

クリーンセンターふたば

注) 双葉郡8町村の生活ごみは、特定廃棄物埋立処分施設(10年間)、その後、クリーンセンターふたばにおいて埋立処分される。
除染により生じる土壌や廃棄物は分別や焼却処理を経て、中間貯蔵施設にて保管される。

指定廃棄物の数量

2022年9月末時点

	焼却灰		浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県											1	1.3	1	1.3
宮城県			5	553					4	2,274.4	4	0.5	13	2,827.9
福島県 ^{※1}	1,383	356,845.1	36	2,445.2	11	584.1	110	8,076.9	1	7.8	301	14,432.6	1,842 (123)	382,391.8 (77,256.3)
茨城県	20	2,380.1					2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	8	1,331.4	13	477.5		(26.0) ^{※2}	8	2,200.0	26	7,320.9	5	13.7	60	11,343.4
群馬県			6	545.8	1	127.0	5	513.9			1	0.3	13	1,187.0
千葉県	46	2,719.4					1	542.0			17	455.2	64	3,716.6
東京都	1	980.7									1	1.0	2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			3	942.2									3	942.2
合計	1,458	364,256.7	63	4,963.7	12	711.1	126	12,258.6	32	9,603.5	336	15,136.9	2,027	406,930.5

※1 福島県の合計の括弧書き123件・77,256tについては、事業者・自治体に保管されている指定廃棄物を表している(事業者・自治体等の申請等に基づき指定された指定廃棄物1,594件188,462tのうち、1,471件・111,205tの指定廃棄物は焼却処理・埋立処分等するため搬出されている。)

※2 栃木県の浄水発生土(工水)(26.0t)、は上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めている。

※3 数量(t)については、小数点第二位を四捨五入。

福島県内の指定廃棄物の状況について

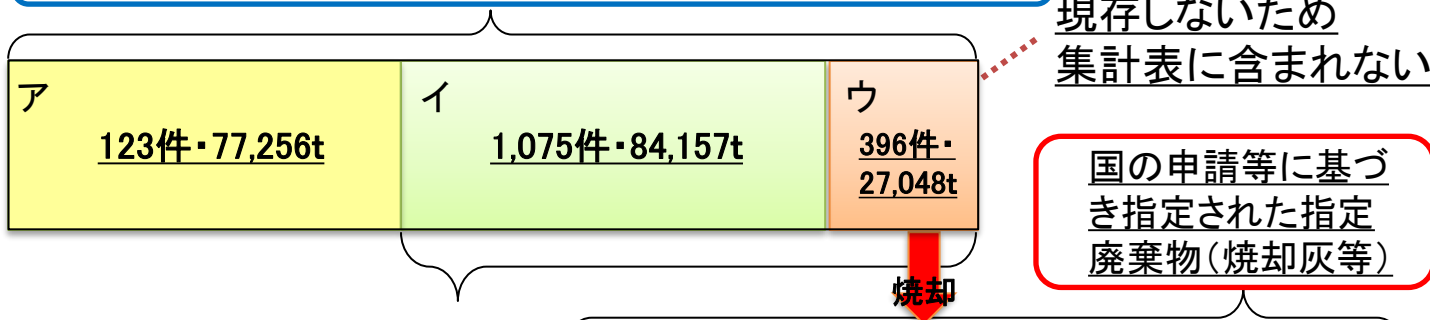
- 現存している福島県内の指定廃棄物 **1,842件・382,392t^{※1}**のうち、特定廃棄物埋立処分施設で処分又は中間貯蔵施設で保管等するため、搬出された指定廃棄物は **1,549件・238,005t(約62%^{※2})**である。
- また、事業者・自治体等の申請等に基づき指定された福島県内の指定廃棄物 **1,594件・188,243t**のうち、**1,471件・111,205t(約59%^{※2})**が、焼却処理・埋立処分等するため搬出され、事業者・自治体において **123件・77,256t**の指定廃棄物が保管されているところ。

※1 小数点第一位を四捨五入(以下同じ) ※2 重量割合を示す

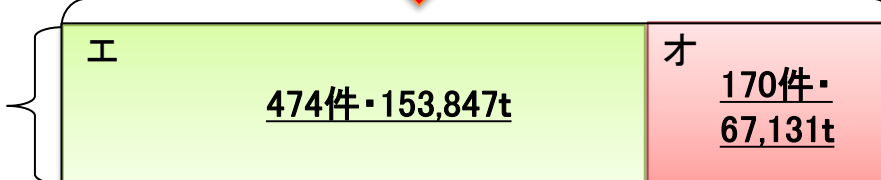
(2022年9月末時点)

福島県内の指定廃棄物の状況

事業者・自治体等の申請等に基づき指定された指定廃棄物



処理等するため、搬出した指定廃棄物



- 一時保管中の指定廃棄物
- 特定廃棄物埋立処分施設で処分又は中間貯蔵施設で保管等(仮設焼却施設で焼却処理する場合を除く。)するため、搬出した指定廃棄物
- 仮設焼却施設で焼却処理するため、搬出した指定廃棄物
- 事業者・自治体等の指定廃棄物、対策地域内廃棄物等を焼却処理したことによって発生した焼却灰・ばいじん(なお、焼却灰・ばいじんであって、特定廃棄物埋立処分施設で処分又は中間貯蔵施設で保管等するため、搬出したものは に示す。)

○現存している福島県内の指定廃棄物	=ア+イ+エ+オ	=1,842件・382,392t
うち、処理等するため搬出されたもの	=イ+エ	=1,549件・238,005t
○事業者・自治体等の申請等に基づき指定された指定廃棄物	=ア+イ+ウ	=1,594件・188,462t
うち焼却処理・埋立処分等するために搬出されたもの	=イ+ウ	=1,471件・111,205t

対策地域内廃棄物の処理状況

○ 福島県内の対策地域内廃棄物について、一部市町村では減容化まで終了し、着実に処理を進めている。

- ・津波による災害廃棄物の撤去（帰還困難区域を除く）は、2016年3月に完了
- ・被災家屋等の解体撤去は、2022年12月時点で11市町村のうち7市町村で完了

(2022年12月末時点)

		被災家屋等の解体撤去※1	仮置場への搬入	仮設焼却施設における焼却処理等※2	埋立処分
対策地域内廃棄物（災害廃棄物等）	南相馬市	終了	終了	実施期間（2015年4月～2020年3月）	特定廃棄物埋立処分施設へ搬入中（2017年11月から約6年間程度） 特定復興再生拠点区域から発生する廃棄物等については、クリーンセンターふたばに搬入する予定
	飯舘村	終了	実施中	実施期間（2014年8月～2021年3月）※3	
	葛尾村	終了	終了	実施期間（2015年4月～2021年3月）	
	浪江町	実施中	実施中	実施中（2015年5月～）	
	双葉町	実施中	実施中	実施中（2020年3月～）※3	
	大熊町	実施中	実施中	実施中（2017年12月～）	
	川内村	終了	終了	実施期間（2014年12月～2016年2月）	
	富岡町	実施中	実施中	実施期間（2015年4月～2018年8月） （現在は、浪江町で広域処理実施中）	
	楢葉町	終了	終了	実施期間（2016年11月～2019年3月）	
	川俣町	終了	終了	既存の処理施設で処理終了	
	田村市	終了	仮置場設置なし	既存の処理施設で処理終了	

※1家屋等の解体については、各市町村と解体受付期間を相談しながら進めている。

※2川俣町、田村市では、地元の既存施設を用いて処理を実施。

※3飯舘村は小宮地区（5t/日）と蕨平（240t/日）の2施設、双葉町はその1（150t/日）とその2（200t/日）の2施設、南相馬市は1号炉（200t/日）と2号炉（200t/日）の2施設。

福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

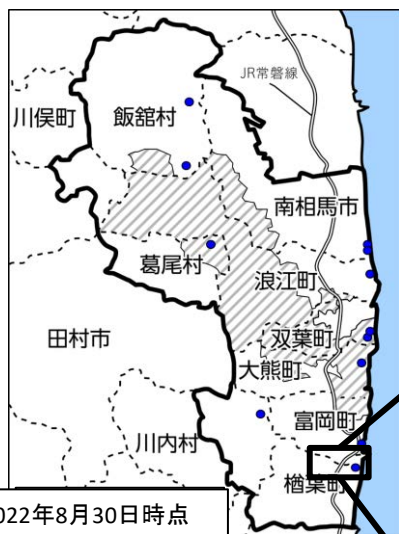
- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに搬入目標の約9割にあたる**258,906袋搬入済み**。(2022年12月末時点)
- **搬入開始前後のモニタリング結果**において、空間線量率等の**特異的な上昇は見られていない**。

これまでの経緯

- 2013.12.14 **国**が福島県・富岡町・楢葉町に**受入れを要請**
- 2015.12. 4 **県・富岡町・楢葉町**から**国**に対し、**事業を容認**する旨、**伝達**
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を**国有化**
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で**安全協定を締結**
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の**指定廃棄物**(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の**生活ごみ**:約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

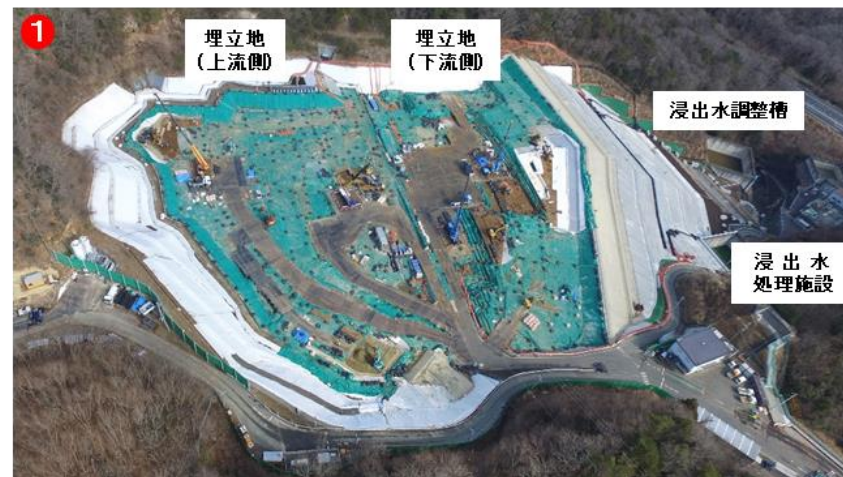
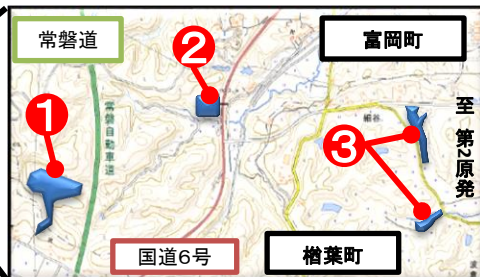


2022年8月30日時点

- 汚染廃棄物対策地域
- ▨ 帰還困難区域
- 仮設焼却施設

関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



1.受入れ・保管 → 2.固型化処理 → 3.養生 → 4.保管・搬出

クリーンセンターふたばを活用した廃棄物の埋立処分

- 福島県内では、双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる廃棄物等の処分先の確保が課題。
- 双葉郡の復興を加速化するため、双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場「クリーンセンターふたば」をこれらの廃棄物の最終処分場として使用すること等について、同組合、福島県及び環境省との間で合意し、2019年8月5日に、基本協定を締結。
- 環境省において、2020年12月から整備中。

最終処分する廃棄物の種類

- ① 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- ② 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- ③ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物



現況写真(2022年8月6日南側から撮影)

【クリーンセンターふたばの現状】

- 設置場所 大熊町小入野(こいりの)
- 設置者 双葉地方広域市町村圏組合
- 東日本大震災前まで、産業廃棄物最終処分場及び双葉郡の一般廃棄物最終処分場として活用されてきた。東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により休止している。

関係5県の指定廃棄物に関する状況

<長期管理施設の設置>

- 5県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、**国が各県内での「長期管理施設」の新設**を検討。
- うち3県（宮城・栃木・千葉）について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための**詳細調査を実施できていない。今後の方針を県ごとによく相談する必要。**

<各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、**放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組**を実施。
 - ・ 指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理（宮城県） ・保管の強化（茨城県）
 - ・ 分散している保管場所の集約（栃木県） ※R3.10 那須塩原市で集約に向けた搬出作業開始
 - ・ 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理に向けた調整・実施（関係全県）

※県名下部：二〇二二年九月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018～ (H30～)		
宮城県 (2,827.9t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の 詳細調査候補地を 公表		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から 処理することとし、2018年3月から処理を開始	農家の保管する指定廃棄物の市町 単位での集約を検討・実施	8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理に向けた調整・実施		
栃木県 (11,343.4t)							詳細調査の実施に 向けた働きかけの継続	
千葉県 (3,716.6t)								
茨城県 (3,535.7t)							長期管理施設は 設置せず、現地保管 継続・段階的処理の 方針を決定	一時保管場所での 保管強化対策の実施
群馬県 (1,187.0t)								

指定廃棄物の指定取消しの仕組みについて

【仕組み】(放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2)

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を取り消すことができる。

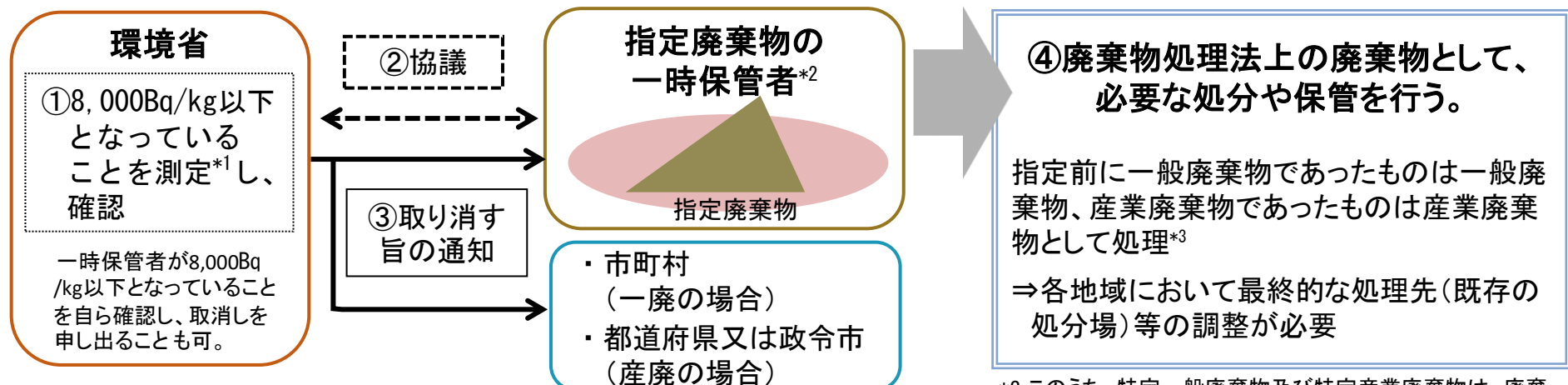
※ 協議が整わない場合、指定の取消しは行わない。

- 指定取消し後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定取消し後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

【実績】

- 千葉県、山形県、宮城県、静岡県、岩手県、東京都、栃木県、新潟県の8都県で計約3,462トンの指定が取り消されている。（2022年9月末時点）



*1 測定は地元の要望に応じて対応。

*2 一時保管者と取消し後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生。

このうち、8,000Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の原因となることが懸念され、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

処理の
加速化

【事業の概要】

1 補助対象者

廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）

2 処理の対象となる汚染廃棄物

これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8,000Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物

3 事業実施期間

令和4年度

4 補助率

1/2(国)

※残りの地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置

5 処理に必要な経費の例

廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成

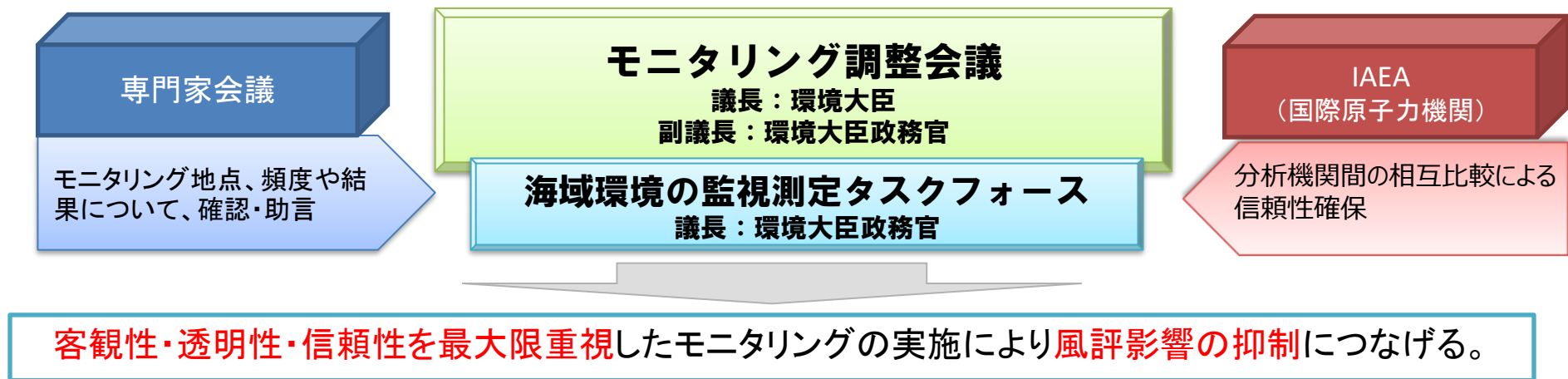
- ① 処理計画の策定等に要する経費
- ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
- ③ 廃棄物の収集・運搬から処理・処分に要する経費（仮設焼却炉の設置等）

(5) ALPS処理水に係る海域モニタリングについて

○ モニタリングにおける客観性・透明性・信頼性の確保

- 『モニタリング調整会議』(議長:環境大臣)により、関係省庁が連携して海域モニタリングを実施。
- 令和4年3月に総合モニタリング計画を改定し、今年度からALPS処理水に係る強化・拡充した海域の環境モニタリングを開始。
- 専門家による会議において、海域モニタリングの実施状況について確認・助言を得る。
- IAEAの協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保する。

※今年度実施したモニタリングの結果は随時公表しており、トリチウムの濃度範囲は従来の海域の環境モニタリングの測定値の傾向から大きな変化は無かった。



○ 今後の動き

- 2月中目途に、モニタリングの結果を分かりやすく情報発信するための新規Webサイトを立ち上げる予定。
- 放出開始後は、速報的な分析も活用しモニタリングを強化して実施予定。

2. 放射線リスクコミュニケーションの取組について

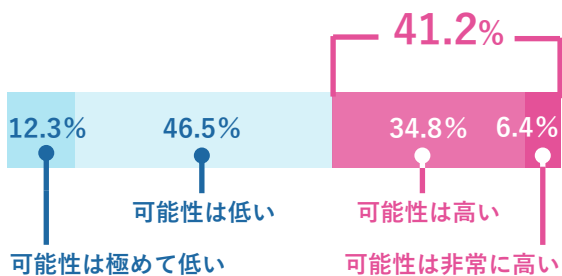
放射線リスクコミュニケーション・情報発信

ぐぐるプロジェクト



放射線健康影響に関する課題を通じ、「学び・知をつむ”ぐ”」、「人・町・組織をつな”ぐ”」、「自分ごととしてつたわ”る”」ことにより、風評にまどわされない適正な判断力を養っていく「ぐぐるプロジェクト」を2021年7月に立ち上げ、正確な情報を全国に分かりやすく発信する取組を推進。目標は、**2025年度までに**「現在の放射線被ばくで、次世代への健康影響が福島県民に起こる可能性が高い」と思っている方を（2020年度の）**40%から20%へ減らす**こと。

2020年度環境省全国アンケート



環境省令和2年度放射線の健康影響に関する情報発信実施業務アンケート調査（2021年3月）より抜粋

ラジエーションカレッジ

全国の大学や職場でのセミナー開催のほか、学んだことを発表する場として収録会も開催。



記者向け公開講座



学生プレゼンテーション



台詞を募集しドラマ作成



ぐぐるプロジェクト
公式ホームページ



ぐぐるプロジェクト
公式YouTube

放射線相談員支援センター

福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を設置。避難指示等の対象となった12市町村を中心に、相談員や自治体職員、住民のリスクコミ活動に対し、様々な支援を実施。



放射線による健康影響等に関するポータルサイト

放射線の健康影響に関する「食べる」「訪れる」「住む」「胎児への影響・次世代影響」「身近な放射線」等の情報を、日本語版・英語版でポータルサイト（Web）にて公開。

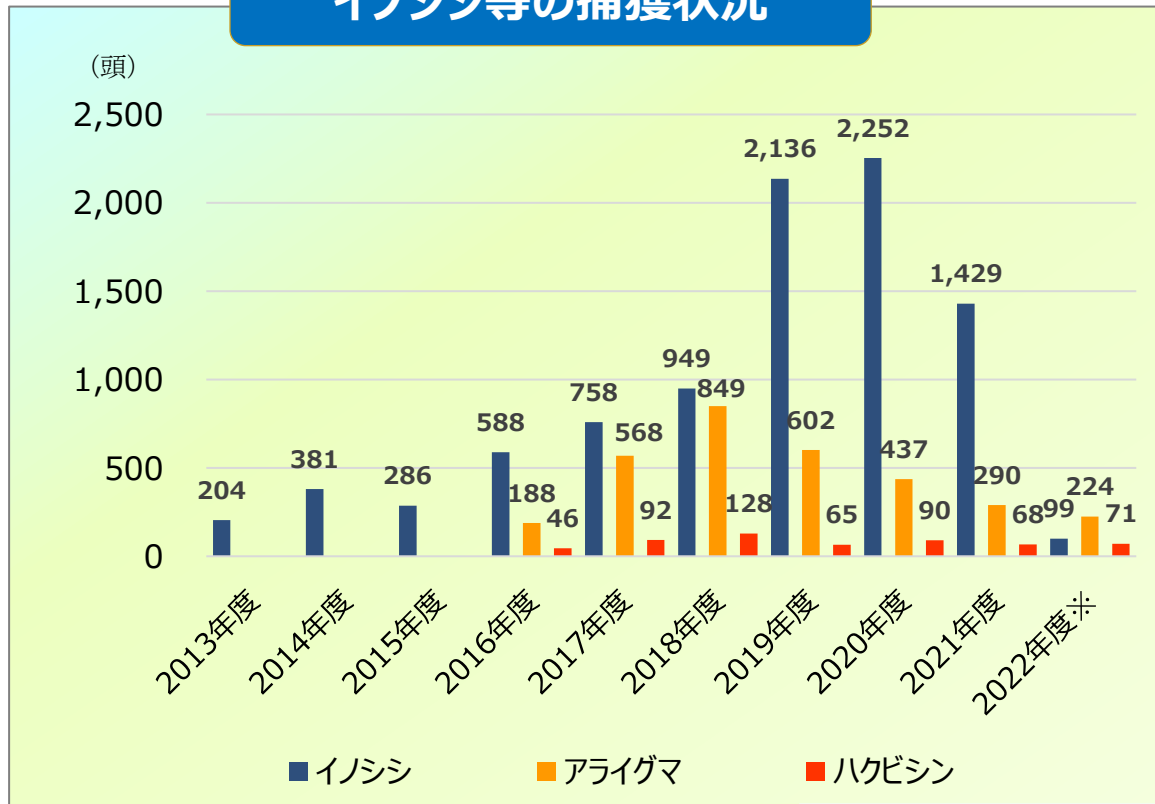


3. 鳥獣害対策の取組について

帰還困難区域等におけるイノシシ等対策について

- **環境省では、帰還困難区域内等の野生鳥獣が帰還準備や帰還後の生活及び地域経済の再建に支障となっていることを踏まえ、帰還される方々の安心の確保等を図ることを目的に、2013（平成25）年度から帰還困難区域等におけるイノシシ等の捕獲事業を実施。**
- 2022（令和4）年度のイノシシの捕獲頭数は2022年12月末時点で99頭となっており、前年度と比べて大幅に減少。これまでの事業の効果と今年度の捕獲個体の一部から検出された豚熱が影響していると考えられる。自動撮影カメラでの撮影頻度も2019（平成31）年度以降、減少傾向にあることから、イノシシは減少しているものと考えられる。アライグマ、ハクビシンについても、捕獲頭数は減少傾向である。

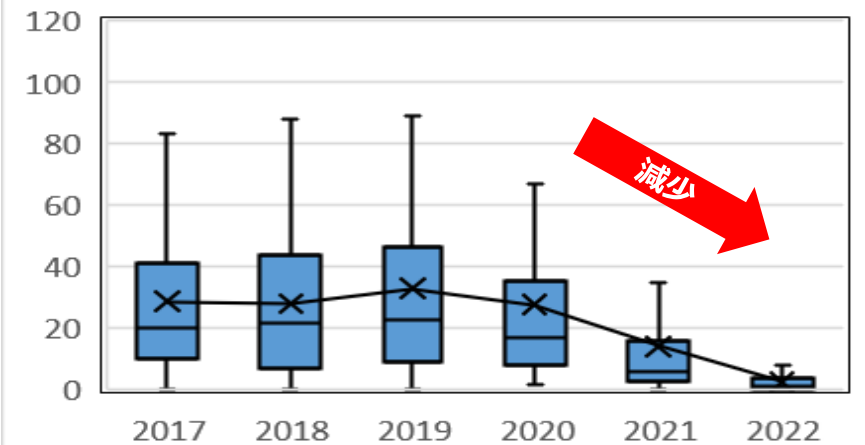
イノシシ等の捕獲状況



※2022年12月末現在

イノシシの出没状況（撮影頻度）

野生鳥獣の生息状況を把握するために、帰還困難区域の調査可能な範囲において、2 kmメッシュごとに自動撮影カメラを配備し、経年変化をモニタリングしている。調査は年3回（1回の調査は1月程度）実施。



イノシシの撮影頻度 = イノシシ撮影枚数 / カメラ稼働日 × 100

×は平均値を示す。

4. 未来志向の取組について

福島再生・未来志向プロジェクトの進捗状況

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

- 福島県知事からの要望を受けて、2018年8月に「福島再生・未来志向プロジェクト」を始動。
- 2021年4月には、環境再生・資源循環局に「福島再生・未来志向プロジェクト推進室」を設置するなど、体制を強化しながら取組を推進。

基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に取り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

〈かなりわいの復興〉

- 廃棄物リサイクル産業の創生を支援。地元企業等の共同事業として不燃性廃棄物の再資源化施設が、2020年10月に竣工した

不燃性廃棄物再資源化施設



使用済み太陽光パネルの
先端リサイクル技術

- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進（使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等）

ふくしまグリーン復興への支援

〈自然資源活用による復興〉

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。
- 2022年には磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム2025を策定し、取組を推進。



尾瀬沼ビジター
センター再整備

脱炭素まちづくりへの支援

〈暮らしの復興〉

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援。
- 2022年度は、6件の実現可能性調査に加え、福島県での自立・分散エネルギーシステム導入事業18件への財政的支援を実施。



太陽光発電システムを導入した
大熊町役場（2021年度事業）

地域活性化への支援

〈リスクミ・情報発信による復興〉

- 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」等を活用し、環境再生事業に対する放射線リスクコミュニケーションを実施
- 環境省が所管する新宿御苑等においてイベントを開催し、福島の魅力を紹介するとともに、福島の実況を発信。



活動の様子



福島県との連携協力協定

- 環境省では、これまでの環境再生事業や「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を踏まえ、2020年8月に、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、福島県と環境省が更なる連携の下で取組を進めることとした。
- 環境省として、単一の地方公共団体と包括的な協定を締結するのは初めてのこと。

連携協力協定の概要

基本的な考え方

- 福島グリーン復興、福島県の再生可能エネルギー先駆け地を目指した取組等、環境面での福島の特長を活かした施策を福島県と環境省が連携して展開
- ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会を意識して取組むことで、新しい日常生活、新しい地域のあり方を福島から発信

福島グリーン復興構想等の着実な推進

- 自然資源活用による交流人口の拡大

復興と共に進める地球温暖化対策の推進

- 浜通り地区をはじめとする復興の加速と地球温暖化対策への寄与

ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

- 自立・分散・ネットワーク型の社会形成の実現

本協定の効果的な実施に関する共通的事項

- シンポジウムなどを開催し、福島復興の姿を福島県内外へ発信

連携協力協定フォローアップ会議の開催

(2022年5月25日実施)

- 本協定のフォローアップ会議として、2021年度の実施状況、2022年度の実施予定などについて、福島県、環境省双方から資料に沿って説明を行った後、これまでの課題やそれを踏まえた今後の取組方針などを中心に意見交換を実施。
- 「福島グリーン復興構想」や復興と共に進める地球温暖化対策の推進など、本協定に基づいた取組を今後とも連携して実施していく。



フォローアップ会議の様子

未来志向の新たな環境施策の展開 ～ふくしま、次の10年へ～

- 第2期復興・創生期間を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組を、「ふくしま、次の10年へ」と題して取りまとめ。
- 東日本大震災から10年の節目を越え、福島の本格的な復興・再生という次のステージに向け、環境省と福島県の連携協力協定やふくしまグリーン復興構想の下、脱炭素・風評対策・風化対策の3つの視点から、未来志向の新たな環境施策を連携して取り組む。

2022年度の取組例

脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

■ FS事業

- CO2のネットゼロ化（ゼロカーボン）を目指したワイン事業による復興まちづくりに係るFS

対象地域：富岡町

事業概要：ブドウ栽培やワイン醸造等のワイン事業全体におけるCO2のネットゼロ化、ブランド化と地域振興による復興まちづくりの実現可能性に関わる調査及び検討を実施する



透明発電ガラスの実証イメージ

■ 自立・分散型エネルギーシステム導入補助事業

- 運送会社の物流倉庫への太陽光発電設備の導入（浪江町）
- 病院への太陽光発電設備の導入（いわき市）
- スーパーマーケットへの太陽光発電設備の導入（福島市）
- 企業オフィス兼地域の避難施設への太陽光発電設備の導入（郡山市）
- お菓子工場への太陽光発電設備の導入（会津坂下町） など

福島・環境再生の記憶の継承

■ チャレンジ・アワード

福島にゆかりのある学生を対象とし、福島の前までとこれからのアイデアや想いを募集。



チャレンジ・アワード表彰式の様子

環境先進地域へのリブランディング

■ 「福島、その先の環境へ。」次世代ツアーの開催

復興の現状や福島県が抱える課題を見つめ直し、次世代の視点から情報を発信することを目的に、実際に福島を訪ね見学する5コースのツアーを5月に全国から集まった学生が企画し、8月18～20日に実際のツアーを実施。8月19日には参加者全員（約80名）が一堂に会しての座談会を開催し、「いま、私たちが福島について知り、伝えたい10のこと」をテーマに、活発な意見交換や発信を行った。



8月19日の座談会の様子

■ FUKUSHIMA NEXT

福島において、環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を実施する方々を県内外の様々なメディアで発信。



福島、その先の環境へ。環境省
FUKUSHIMA NEXT 8月新聞広告

■ 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）での発信

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興や環境再生の取組について世界に発信し、福島に対する風評払拭を図ることを目的に、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）にてブース展示を実施。



各町との取組

- 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）、第27回締約国会議（COP27）において、福島に対する風評払拭を図ることを目的に、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の取組について世界に発信。
- また、福島県にある郡山女子大学短期大学部地域創成学科とともに双葉町由来の生地を活用したリメイク品のデザインに取り組むプロジェクトを推進。

COP26で大熊町・浪江町の脱炭素の取組の紹介

セミナー会場では、開始前に約30席が満席となり、セミナー会場の外にある同時配信モニター前では立ち見を含む10人ほどの方が視聴。国籍問わず多くの方にご来聴いただき、福島への復興と脱炭素に向けた取組について正しい理解を促進。



<https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop26/>

▲COP26特設サイトはこちらから



左：大熊町長プレゼンの様子 右：浪江町長プレゼンの様子

COP27で双葉町・葛尾村・大熊町の復興やまちづくりの取組の紹介

特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された双葉町・葛尾村・大熊町の震災前・震災後・復興と未来志向のまちづくりの姿をデジタルコンテンツ等で紹介。



<https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop27/>

▲COP27特設サイトはこちらから



双葉町「環境再生」デザインプロジェクト

- ・双葉町立双葉北小学校及び南小学校でそれぞれ使用していた紅白幕とカーテンを双葉町より譲り受け、来秋双葉町中野地区復興産業拠点に進出するフレックスジャパン株式会社の協力を得てリメイク品のデザイン及び制作を実施。
- ・リメイク品は双葉町の成人式にて新成人皆様に贈呈しました。



▲本プロジェクトに参加した郡山女子大学短期大学部の学生（双葉北小学校体育館にて撮影）